

令和5年3月24日

建設業者各位

階上町総合政策課長

建設工事の発注に係る最低制限価格の見直しについて（通知）

当町の行政運営につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、町では、建設工事の発注に当たり公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、標記の件について下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 改正内容

最低制限価格の改正の概要は次のとおりです。

改正前	改正後
(1) 直接工事費の10分の9.7 (2) 共通仮設費の10分の9.0 (3) 現場管理費の10分の9.0 (4) 一般管理費の10分の5.5 (1)から(4)までの合計額 に100分の110を乗じて得た額とする。 ただし、上記により算出した額が予定価格の10分の7.0に満たない場合 にあっては、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額、10分の9.0を超えるときは、予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とする。	(1) 直接工事費の10分の9.7 (2) 共通仮設費の10分の9.0 (3) 現場管理費の10分の9.0 (4) 一般管理費の <u>10分の6.8</u> (1)から(4)までの合計額 <u>(1万円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)</u> に100分の110を乗じて得た額とする。 ただし、上記により算出した額が予定価格の <u>10分の7.5</u> に満たない場合 にあっては、予定価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額、 <u>10分の9.2</u> を超えるときは、予定価格に <u>10分の9.2</u> を乗じて得た額とする。

2 適用

令和5年4月1日以降に行う契約について適用します。

【問】 階上町総合政策課 TEL : 0178-88-2113